

全国レガシーギフト協会 会員規定

全国レガシーギフト協会では定款第3章に基づき、会員に関する必要な事項を定めることとする。

（会員種別）

・次の会員を置く。

（１）正会員 この法人の目的に賛同し、加盟団体として活動するために入会した団体（法人又は権利能力なき社団としての実質を備えた任意団体をいう。以下同様とする。）

（２）賛同会員 この法人の事業に賛同し、事業を賛助するために入会した個人又は団体。なお、個人の賛同会員をレガシーサポーター、団体の賛同会員をレガシーパートナーと各呼称する。

・前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（入会）

・正会員になろうとする者は、加盟団体2団体以上の推薦を受け、以下の申請書類を提出した上で、理事会において審査され、承認を受けなければならない。

- 全国レガシーギフト協会入会申込書
- 定款
- 法人登記簿（登記事項証明書）の写し
- 過去3年の決算資料
- 過去3年の助成実績がわかる資料（助成を行っている場合）
- 過去3年の年間活動がわかる資料

・賛同会員になろうとする者は、協会の定める方法により申込みを行う。

（加入期間）

・正会員の加入期間は4月1日から翌年3月31日までとする。年度途中での加入であっても3月31日までを加入期間とする。また、会員より退会の申し出がない限り、毎年度自動的に会員として継続するものとする。

・賛同会員の加入期間は加入申し込みを行い会費の支払いを確認してから1年間とする。会員より退会の申し出がない限り、毎年度自動的に会員として継続するものとする。

（会費の負担）

・正会員は、年会費100,000円を所定の期日までに前納しなければならない。ただし、途中入会の場合の初年度会費は入会月より月割で算出した金額とする。

・正会員でも限定地域を支援する団体に関しては、常任委員会が提案し、代表理事が定めた団体ははその会費を50,000円とする。

・個人の賛同会員（レガシーサポーター）は、年会費 12,000 円を一括で支払うか、継続会員として月 1,000 円ずつ支払う。

・団体の賛同会員（レガシーパートナー、スタンダードレガシーパートナー、アドバンストレガシーパートナー）は、当協会の定める種別に応じて、1 口あたり 30,000 円、60,000 円、100,000 円、150,000 円または 200,000 円の年会費を、希望する口数分合算して、一括で支払う。ただし、2025 年度会費については、2026 年 3 月までの期間を対象に、月割りで支払う。

（賛同会員の特典）

・賛同会員には、その種別及び負担口数に応じて、特典を提供することができる。特典の内容は常任委員会が提案し、代表理事が定める。

（任意退会）

・正会員および賛同会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。但し、いかなる理由においても会費の返金をおこなわない。

（除名）

・正会員および賛同会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- （１）この定款その他の規則に定められた会員としての義務に違反したとき。
- （２）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- （３）その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

・正会員および賛同会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （１）会費の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- （２）総正会員が同意したとき。
- （３）当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- （４）当該会員が解散したとき。

附則

1. この規定は令和元年 7 月 3 日から施行する。
2. この規定は令和 3 年 6 月 23 日から改正施行する。
3. この規定は令和 7 年 5 月 29 日理事会決議、ただし令和 7 年 4 月 1 日に遡って施行する。

以上